

「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説及び信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説の改正案に対する意見募集」において提出された意見及びそれらに対する考え方

（意見提出期間：令和 7 年 3 月 4 日（火）から同年 4 月 2 日（水）まで
意見提出数：2 件（うち、法人 1 件、個人 1 件、匿名 1 件）

※意見提出数は、意見提出者数としています

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者一覧
1	匿名 1
2	個人 1

※提出された御意見等については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

- 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正案について
- 「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正案について

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
1	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれがないにもかかわらず、単なる管理不全空家等で個人情報を取得することは、公共の福祉の観点から必要かつ合理的なものとはいえない。 また、危険性のない単なる管理不全空家等の所有者又は管理者の情報をを用いることによる利益はほんのわずかであり、比較衡量しても、郵便物／信書便物に関して知り得た他人の秘密を守られる利益を上回るとはいえない。 さらに、転居届を提出した者は必ずしも管理不全空家等の所有者又は管理者に限らず、無関係の第三者の個人情報を取得するおそれがあり、信書の秘密等を不当に侵害するといわなければならない。 【匿名1】	管理不全空家は、適切な管理が行われていない空家等でそのまま放置すれば特定空家等の指定を受けるおそれのあるもので、空家等の状態によって周辺住民及び通行人などの生命・身体の保護又は財産の緊急の保護のために管理不全空家の所有者等の転居届に係る情報が必要である場合、情報を用いることによる利益があると考えられます。 そして、上記利益は生命等の保護に関わる重要なものであること、他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと、当該情報の提供を受ける地方公共団体において当該情報の適切な管理が図られており、秘密を守られる利益について運用上の措置が図られていることに加え、用いられる情報が転居届情報のうち空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）の施行のために最小限のものに限定されていることを比較衡量した結果、当該情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると考えられることから、管理不全空家の所有者等の転居届に係る情報の第三者提供に係る事例を【郵便物に関して知り得た他人の秘密であ	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
		って、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められ、第三者提供が可能となると考えられる事例】に加えることは合理的と判断したものになります。 今回追加した事例の対象となる情報は郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説及び信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説において「空家等の所有者又は管理者…の転居届に係る情報」と明示されています。	
2	配送などでも人手不足だけど 信書便法などって今の時代の概念でもどうなんでしょうかね 法律により信書便は配送できない。荷物の中に信書（手紙）を入れて送ることは民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）に違反する。荷物の中に封書を入れて送る利用者の荷物を、それが入っているのを知りながら配達を行った場合には、配達業者のみならず利用者也郵便法違反となり罰せられる（ただし、荷物に付随する無封の添え状の同封については、信書に当たらないと現在では解釈されており、信書を送ることが禁止されている「ゆうパック」においても認められている）。そのため、荷物の内容によっては、引き受けを拒否される場合がある。 確かに仮に書留や内容証明など特定の限定されたものはできないというのでもいいのかもしれないですね 普通の個人的な手紙とか、ちょっとしたメッセージが入った荷物をいちいち「信書だ！」って取り締まるのは、利用者にとっても業者にとっても手間だし、効率悪いです 現状だと封した手紙が入っているとヤマトなどでは扱ってはいけないことになっている、個人間などではよほどでないとい問題にならないが企業から個人の場合、企業同士などは親書は当然問題になる つまり田舎の祖母から孫に当てた荷物などでも手紙を入れる場合も封筒などで封してあれば当然ダメ 信書の取り扱いが法律で定められています 郵便事業について定められた「郵便法」という法律の中で、信書の送達については一定の	本件は、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説及び信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説の改正案について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	制限が設けられており、たとえ郵便局であっても信書を送ることができるサービスは以下の4種類のみに限定されています。 ●定形郵便 ●定形外郵便 ●レターパック ●スマートレター ゆうメールは、(信書以外の)書籍や商品カタログなどの送付を目的としたサービスであって、ゆうメールで信書を送ることは処罰の対象になりえるのです。 文面や送り先次第では送れたりというようなものがある 特定の方を指しているもの以外にも、「特定のサービス利用者や商品利用者に対して宛てたもの」と受け取れる文章も信書に該当してしまいます。 今回はあなた様だけにお得な情報をお届けいたします。 実際には全員に送っていてもこれもダメ 「お客様各位」という表現は、商取引上の慣用語として使用されており、特定の受取人に宛てたものと言えないため信書扱いになりません。 「お得なサービスのお知らせ」などチラシに一般的な情報のみを載せた場合は、特定の受取人に宛てたものと言えないため信書扱いになりません。 「いつもご利用頂きありがとうございます」という表現は、商取引上の慣用語として使用されており、特定の受取人に宛てたものと言えないため信書扱いになりません。 経営者の方々へや 山田一太郎(仮名) オンラインサロン会員の皆さま いつもご支援いただきありがとうございます。 たとえばこういうのが信書になるそう 例えば 「ドコモ利用ユーザー各位 いつもドコモをご利用いただきありがとうございます。今回はあなた様だけにお得な情報をお届けいたします。無料保証サービスもご用意しておりますのでご来店くださいませ。」 こういうのもメールは親書にならないが手紙は当然親書になる こういうことなどでも時代遅れだと思われます。 【個人1】		